

次のとおり、「大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う本庁舎1階窓口等環境整備業務委託」を公募型プロポーザル方式で実施するので公告する。

令和8年 7月 6日

大分市長 足立 信也

1 事業の目的

本業務は、書かないワンストップ窓口支援システムの導入に伴い、本庁舎1階の窓口レイアウト改修、木製品及び竹材製品の導入並びに市民行政センター等における端末設置用サイドテーブルの整備を行い、同システムの効果を最大限発揮できる窓口環境を整備することを目的とする。

具体的には、窓口配置の再編、カウンター改修、電源及び配線環境の整備、待合空間の改善等を行うとともに、大分県産木材及び竹材を活用した什器等の導入により、快適性及び意匠性の向上並びに地域資源の活用を図るものである。

2 事業の概要

- (1) 事業名 大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う本庁舎1階窓口等環境整備業務委託
- (2) 事業内容 別紙「大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う本庁舎1階窓口等環境整備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 大分市役所本庁舎1階（市民課、税制課証明発行窓口及び待合ロビー）及び市民行政センター等
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約
- (5) 契約期間 契約締結日から令和9年3月22日（月）まで
- (6) 提案上限額 総額：36,241千円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳） 本庁舎1階レイアウト改修等業務：21,241千円（消費税及び地方消費税を含む）
木製品及び竹材製品導入業務：15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記を上限として実施する。
- (7) 選定方法 大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う本庁舎1階窓口等環境整備業務受託候補者選定委員会において、提案書、見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。選定結果については、受託候補者として選定された者に通知するとともに、選定されなかった提案者に対しては、その旨を書面により通知する。

3 参加資格要件等

参加表明兼参加資格確認申請書の提出日において、次に掲げる要件をすべて満たす単独の法人又は共同企業体若しくは共同事業体（コンソーシアム）（以下「共同企業体等」という。）であること。

なお、共同企業体等で参加する場合にあっては、代表者を定めるとともに、各構成員の役割及び責

任を明確にした協定書その他これに類する書類を提出すること。また、共同事業体（コンソーシアム）の場合は、代表者を契約の相手方とする。

※共同企業体の結成等については、「大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成8年大分市告示第143号）」を参考に取り扱うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はこれらの利益となる活動を行っていない者であること。
- (5) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）による入札参加資格の認定の有無は問わないものとする。
- (6) 参加表明兼参加資格確認申請書提出時に次に掲げる書類を提出できる者であること。
 - ア 会社概要及び財務状況が確認できる書類
 - イ 国税及び市税の完納証明書（滞納がないことが確認できるもの）
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他本業務の履行に関係する法令を遵守し、本業務を適正に履行する能力を有する者であること。
- (8) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないこと、又は大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (9) 国税及び市税に未納がないこと。
- (10) 令和3年度から令和7年度までの間に、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する施設において、次に掲げる業務を履行した実績を有すること。
 - ア 同規模の庁舎、オフィス等におけるレイアウト改修、什器設置工事、内装工事及び電源工事を包括的に実施した業務
 - イ 庁舎、オフィス等における窓口改善、オフィス改革、レイアウト改修その他これらに類する環境整備業務
 - ウ 森林環境譲与税等を活用した木製品導入業務又はその他これに類する木質空間整備業務なお、ア又はイに該当する業務実績及びウに該当する業務実績をそれぞれ1件以上有すること。また、業務実績については、元請として履行した実績のほか、再委託（下請等）により自ら担当した業務を履行した実績についても認めるものとする。
- (11) 共同企業体等による場合は、共同企業体等全体として、(10)ア又はイに該当する業務実績及び(10)ウに該当する業務実績をそれぞれ1件以上有すること。

なお、これらの業務実績は、構成員がそれぞれ有する実績を合算して満たすことができるものとする。

(12) 共同企業体等による場合は、各構成員の役割分担を明確にするとともに、それぞれが担当する業務に応じ、関係法令に基づき必要となる許可、資格その他の要件を満たしていること。また、共同企業体等全体として本業務を適正に履行できる能力を有すること。

(13) 共同企業体等で参加するものは、参加表明兼参加資格確認申請書（共同企業体の場合は様式第1号（その2）、共同事業体（コンソーシアム）の場合は様式第1号（その5））提出時に、次に掲げる書類を提出すること。

ア 共同企業体の場合 共同企業体協定書（乙）（様式第6号）

イ 共同事業体（コンソーシアム）の場合

共同事業体（コンソーシアム）協定書（様式第6号（その2））

4 参加資格の審査

(1) プロポーザルに参加しようとする者（以下「提出者」という。）は、次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加表明兼参加資格確認申請書

① 単独企業用（様式第1号）

② 共同企業体用（様式第1号（その2））

③ 共同事業体用（様式第1号（その5））

イ 履行実績調書（様式第3号）

「3 参加資格要件等（10）」に係る履行実績調書（様式第3号）及び契約書その他履行実績を確認できる資料

※ 契約件名、契約内容、契約相手方及び提案参加事業者名が確認できる資料（契約書等の写し）を添付すること。

ウ 共同企業体等で参加する場合

① 共同企業体 共同企業体協定書（乙）（様式第6号）

② 共同事業体（コンソーシアム） 共同事業体（コンソーシアム）協定書（様式第6号（その2））

(2) 提出期限までに参加表明兼参加資格確認申請書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、当該プロポーザルに参加することができない。

(3) 提出者への通知

参加資格の審査結果は通知する。

5 参加手続き等

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

(1) 担当部局

① 名称 大分市市民部市民課

② 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 本庁舎1階

③ 連絡先 電話番号：097-537-5614（直通）

ファクス：097-537-2981

メールアドレス：simin@city.oita.oita.jp

(2) 仕様書等の交付

- ① 交付期間：令和8年7月7日（火）から7月15日（水）まで
ただし、土日祝日等の休日及び開庁日の17時15分以降は交付しない。
- ② 交付場所：(1)に同じ
- ③ 交付方法：交付場所で直接受け取るか、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による場合は、返信用封筒及び返信に必要な切手を同封のうえ、余裕をもって請求すること。なお、仕様書等の交付期限と参加表明兼参加資格確認申請書等の提出期限は同日であるため、郵送による請求に当たっては留意すること。
また、「大分市ホームページ」には、関係書類の一部のみを掲載する。
掲載場所：ホーム>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>プロポーザル>公募型

(3) 参加表明兼参加資格確認申請書等の提出

- ① 提出期間：令和8年7月7日（火）から7月15日（水）17時15分まで（必着）とする。
ただし、土日祝日等の休日は受理しない。
- ② 提出場所：(1)に同じ
- ③ 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- ④ 提出書類：公募型プロポーザル参加表明兼参加資格確認申請書（単独企業用：様式第1号）、共同企業体用：様式第1号（その2）、共同事業体用：様式第1号（その5）、履行実績調書（様式第3号）及び添付書類
正本1部

(4) 仕様書等に関する質問及び回答

- ① 受付期間：令和8年7月7日（火）から7月17日（金）まで
ただし、土日祝日等の休日は受理しない。
- ② 受付時間：8時30分から17時15分まで
- ③ 受付場所：(1)に同じ
- ④ 受付方法：質問書（様式第2号）に質問事項を記載し、電子メール若しくはファクスにて提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メール若しくはファクスを送信した後に市民課まで送信した旨の連絡をすること。なお、質問は参加表明兼参加資格確認申請書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- ⑤ 回答方法：質問に対する回答は、令和8年7月21日（火）17時までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市ホームページで行う。
掲載場所：ホーム>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>プロポーザル>公募型

(5) 現地確認申込書の提出

- ① 提出期間：(3)に同じ

- ② 提出場所：(1)に同じ
 - ③ 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
 - ④ 提出書類：現地確認申込書（様式第5号） 正本1部
 - ⑤ 現地確認（施工場所等事前視察）実施日：令和8年7月16日（木）又は17日（金）
※市が指定する日時を別途電子メールにより通知する。
※現地確認申込書提出者かつ参加表明兼参加資格確認申請書提出者を対象とする。
- (6) 参加資格審査結果の通知
- ① 通知日：令和8年7月21日（火）
 - ② 通知方法：電子メール及び郵送により全提出者へ通知する。
- (7) 提案書及び見積書の提出
- ① 提出期限：令和8年8月5日（水）17時15分まで（必着）
 - ② 提出場所：(1)に同じ
 - ③ 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
 - ④ 提出部数：正本1部・副本10部
なお、提案書及び見積書は電子媒体（CD-R 又は DVD-R）でも提出することとし、ファイル形式はPDF形式とする。
 - ⑤ 見積書：提案書に添付する見積書及び見積内訳書は、様式第9号及び様式第9号別紙によること。「本庁舎1階レイアウト改修等業務」及び「木製品及び竹材製品導入業務」の区分ごとに内訳を明確に記載し、それぞれの提案上限額の範囲内で作成すること。また、各区分の見積額に加え、総額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。なお、値引きがある場合は、どの区分に係る値引きであるかを明示すること。
- (8) 参加辞退
- ① 提出期限：(7)に同じ
 - ② 提出場所：(1)に同じ
 - ③ 提出方法：直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
 - ④ 提出書類：参加辞退届（様式第8号） 正本1部
- (9) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- 提案内容について、以下のとおり「プレゼンテーション及びヒアリング」を実施し、その結果を踏まえ、選定委員会において受託候補者を選定する。
- ① 実施日時：令和8年8月20日（木） [予定]
※変更する場合があるため、詳細は別途通知する。
- (10) 選定結果の通知
- ① 通知予定：令和8年8月25日（火） [予定]
 - ② 通知方法：電子メール及び郵送により全提案者へ通知する。
併せて、市ホームページにおいて、受託候補者名を公表する。
- (11) 契約締結
- ① 契約締結日：令和8年8月28日（金） [予定]

6 失格事項

提出者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、評価しない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本公告、本調達手続説明書又は仕様書に定める提案手続に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備又は錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 提出書類の内容について市が追加資料の提出又は説明を求めた場合において、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (8) その他、本プロポーザルの公平性又は適正性を著しく損なう行為があったと選定委員会が認めるとき。

7 留意事項

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は前項「5 参加手続き等 (1) 担当部局」に同じ。
- (6) 提出数が5を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (7) 1社1提案とし、複数提案を禁止する。
- (8) 提案者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者として選定する。
- (9) 市は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、本プロポーザルを中止し、又は本プロポーザルの内容を変更することがある。
- (10) 前号の場合において、参加者に損害が生じて、市はその責を負わない。
- (11) 提出された提案書その他提出書類は、本プロポーザルの選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、大分市情報公開条例その他関係法令に基づき取り扱うものとする。
- (12) 本調達手続説明書に定めるもののほか、必要な事項については大分市が定める。

8 受託者選定までのスケジュール

内 容	期 日
(1) 公告（事業内容の公表）	令和8年7月 6日（月）
(2) 仕様書等の交付期限	令和8年7月15日（水）
(3) 参加表明兼参加資格確認申請書等の提出期限	令和8年7月15日（水）17時15分

(4) 質問受付期限	令和8年7月17日(金) 17時15分
(5) 質問回答・公開	令和8年7月21日(火)
(6) 現地確認申込書の提出期限	令和8年7月15日(水)
(7) 参加資格審査結果の通知	令和8年7月21日(火)
(8) 現地確認(施工場所等事前視察)実施日	令和8年7月16日(木)～17日(金)
(9) 提案書及び見積書の提出期限	令和8年8月5日(水)
(10) 参加辞退届の提出期限	令和8年8月5日(水)
(11) プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月20日(木) [予定]
(12) 選定結果の通知	令和8年8月25日(火) [予定]
(13) 契約締結	令和8年8月28日(金) [予定]